

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	浄化槽の清掃についての許可の取消し等
概要	浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が許可の基準に適合しなくなったとき、又は浄化槽清掃業者が命令に違反等を行った場合は、その許可を取消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	浄化槽法第 4 1 条第 2 項
処分基準	次のいずれかに該当する場合は、許可の取消し、又は六月以内の期間をさだめてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 ○浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が法第36条第 1 号の許可の基準（参考資料参照）に適合しなくなったとき ○浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するとき 1. 第12条第 2 項の命令に違反したとき。 2. 不正の手段により第35条第 1 項の許可を受けたとき。 3. 第36条第 2 号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなったとき。 4. 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 5. 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。
ホームページ	
備考	